平成２６年（フ）第２２３４号
東京都大田区東蒲田２丁目20―14―203
債務者　根津　幸雄
1　決定年月日時　平成26年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２２４２号
東京都練馬区南大泉１丁目17―６―301
債務者　栗原　宏
1　決定年月日時　平成26年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２２４３号
東京都大田区多摩川１丁目23―５
債務者　岡村　眞一
1　決定年月日時　平成26年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２２４５号
東京都北区上十条１丁目20―２―302
債務者　篠崎　宗徳
1　決定年月日時　平成26年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２２４６号
埼玉県さいたま市大宮区北袋町２丁目414―２
債務者　田中　孝和
1　決定年月日時　平成26年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２２４８号
東京都品川区西大井６丁目13―21
債務者　番匠　隷子
1　決定年月日時　平成26年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２２５１号
東京都大田区大森北６丁目２－３―202
債務者　與那嶺千秋
1　決定年月日時　平成26年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２２５２号
東京都世田谷区船橋７丁目８－１―306
債務者　渡邉　雅博
1　決定年月日時　平成26年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止

平成２０年（フ）第８４７・１０４２号
最後の住所千葉県富津市大堀2003番地
破産者　亡濱田幸一相続財産
1　決定年月日　平成26年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１８９５号
福岡県久留米市国分町1452番地の24
破産者　有限会社樹のした
1　決定年月日　平成26年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第４４５５号
東京都小平市花小金井南町３丁目37―24
破産者　高倉　清起
1　決定年月日　平成26年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６４１２号
千葉県船橋市前原西２丁目14番１―605号
破産者　株式会社測地エンジニアリング
1　決定年月日　平成26年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６６１１号
東京都北区中十条１丁目24―19
破産者　布川　賢一
1　決定年月日　平成26年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９７０５号
神奈川県小田原市扇町１丁目43―４　フラワーコートＡ202、開始決定時の住所神奈川県小田原市栄町４丁目10―26―303
破産者　平山　伸一
1　決定年月日　平成26年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０３８７号
東京都大田区西糀谷２丁目25番地10号　メルシー芙蓉403号室
破産者　株式会社乾杯
1　決定年月日　平成26年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０３８８号
富山県富山市丸の内１丁目５－８―503
破産者　森田　崇志
1　決定年月日　平成26年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０８５３号
東京都多摩市豊ヶ丘２丁目１－２―501、開始決定時の住所東京都昭島市大神町４丁目８―19
破産者　今井　恒人
1　決定年月日　平成26年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１２９０号
鳥取県鳥取市青谷町吉川94番地２
破産者　有限会社ユティル
1　決定年月日　平成26年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部